

2022年2月28日

加盟団体 各位

公益社団法人日本ライフル射撃協会
総務委員会/競技運営認定部会

電子標的再検定公認料変更のお知らせ

2022年4月から首題が減額となります。詳しくは以下の太枠をご覧ください。
公認料支弁者が貴団体でない場合は、該当部局にご通知願います。

また、検定要領の委託作業費用の基本料が廃されますので、あわせてお知らせ
します。

公益社団法人日本ライフル射撃協会検定基準 抜粋

第19条 SIUS 電子標的装置の公認期間は7年間とする。

2. 公認期間の経過した SIUS 電子標的装置は再検定を受けるものとし、再検定に合格
した公認期間は3年間とする。

第20条 SIUS 社以外の電子標的の認定については、オフィシャルサプライヤーまたは公
認を受けようとするものの申請に基づき認定事業部会の検定の結果を得て、理事会に
おいてこれを認定する。

第24条 既に公認され、使用されている標的装置等、電子標的であっても、その後の作動
状況から、協会の理事会が関係射撃場の一部、又は全部の標的装置等について再検定の
必要があると認めた場合は、関係条項に従い再検定を行うものとする。

2. 公認の有効期限を経過した標的装置等及び電子標的は再検定を受けるものとする。

第29条 公認料等は以下のとおりとする。

種別		公認料等(消費税別)	基準改定 2022年4月から	有効期間
SIUS 製電子標的	新規	70,000円	70,000円	7年
	再検定	30,000円	3,000円	3年
MEYTON 製電子標的	新規	70,000円	70,000円	7年
	再検定	30,000円	3,000円	3年

以下、省略

電子標的の再公認検定要領 抜粋

5. 作業担当と費用等

(1) 検定は、申請者にデータ収集、作図計算作業、写真撮影等を委託し、その結果を認定部会が
検証して合否を判定する。

現行要領 2022年3月まで	要領改定 2022年4月から
(2) 委託作業費用は、1射場1回につき基本 料を10,000円とし、これに検査標的の台数1 台あたり3,000円を加算した額とする。	(2) 委託作業費用は、検査標的の台数1台あ たり3,000円(消費税別)とする。
(3) 認定料は25年2月理事会決定の改訂によ り再検定で1台あたり30,000円(3年間有 効)。	(3) 認定料は2022年2月理事会決定の改定 により再検定で1台あたり3,000円(3年間有 効)とする。